

外国送金取扱店における受付方法変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、2021年1月12日以降順次、外国送金取扱店における受付方法を以下の通り変更させていただきます。

今後も一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

【外国送金取扱店における受付方法変更】

- ◇ 現在、外国送金取扱店窓口では、ご本人さまの確認、送金内容の確認、計算書の交付までの一連のお手続を実施しております。
- ◇ 今般、以下を目的として、外国送金取扱店窓口でご本人さまの確認後、その後のお手続は外国送金事務を担うオフィスで実施いたします。
 - ✓ 国内外の関連法令等の規制強化が進む環境下において円滑にお取引いただくこと
 - ✓ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの対面時間の短縮・混雑緩和

項目	2021年1月以降の外国送金お取り扱い概要
(1)お取引の実行日	✓ お取引内容を確認したうえで、 <u>お申込日の翌々平日窓口営業日を目処に実行いたします。</u>
(2)ご送金の原資、目的を確認できる資料の提出	✓ お申込に際しては、 <u>ご送金の原資ならびにご送金目的を確認できる資料をご提出ください。</u> 外国送金ご依頼時にお持ちいただくもの はこちらをご確認ください
(3)換算相場	✓ 外貨建て送金を円預金のお口座から引き落としの場合、換算相場は、外国送金お申込日ではなく、送金実行時の公表相場を使用いたします。
(4)ご留意いただきたい点	✓ お取引の内容によっては、送金内容確認後に再度ご来店いただく場合がございます。 ✓ 「マネーロンダリング防止」や「テロ資金供与防止」のため、お取引の目的や原資等を確認できる資料のご提示等を追加でお願いする場合があります。その結果、お取引のご依頼に応じることができない場合がありますので、ご了承ください。 ✓ <u>一定期間連絡がつかない場合送金依頼を取り消しさせていただきます。</u> ✓ ご送金の契約は、ご指定のお口座から資金引き落とし終了をもって成立となります。預金通帳もしくは後日郵送の計算書にてご確認ください。送金実行時にお口座の残高が不足している場合は、連絡はせず送金依頼を取り消しさせていただきます。

(※)なお、日本橋支店においては2020年6月より先行して本受付方法へ移行しておりますので、日本橋支店ご来店の際はご注意ください。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会
全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

2020年11月9日現在